産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月 19日

滋賀県知事 殿

提出者

住 所 大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-30 氏 名 前田建設工業株式会社関西支店 常務執行役員支店長 坂口 伸也 電話番号 06-6243-2414

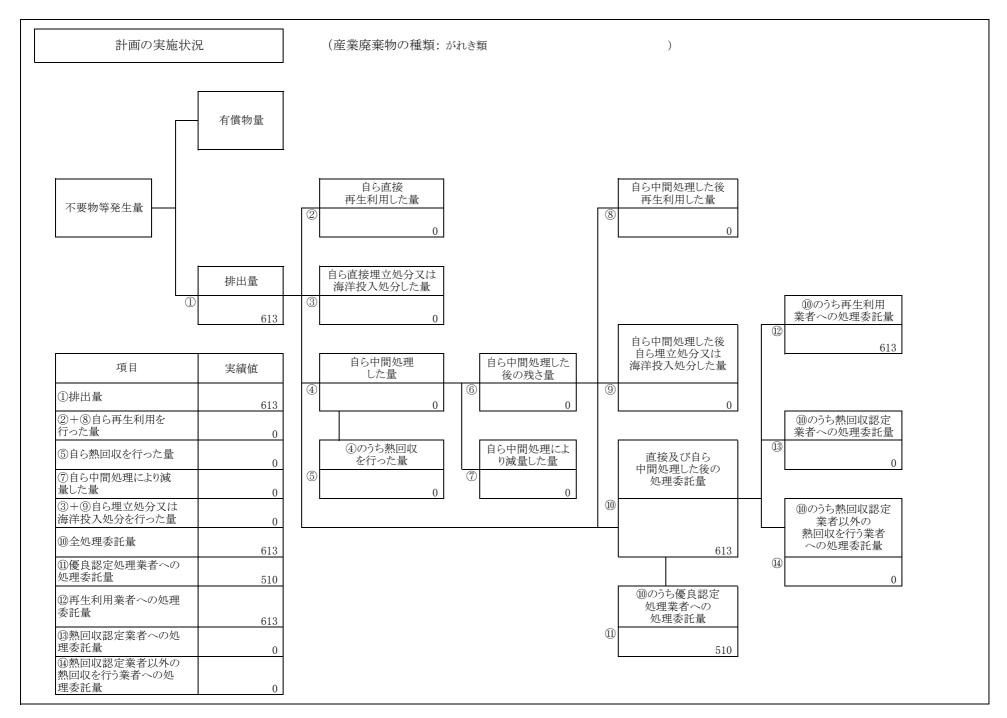
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 令和4 年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。

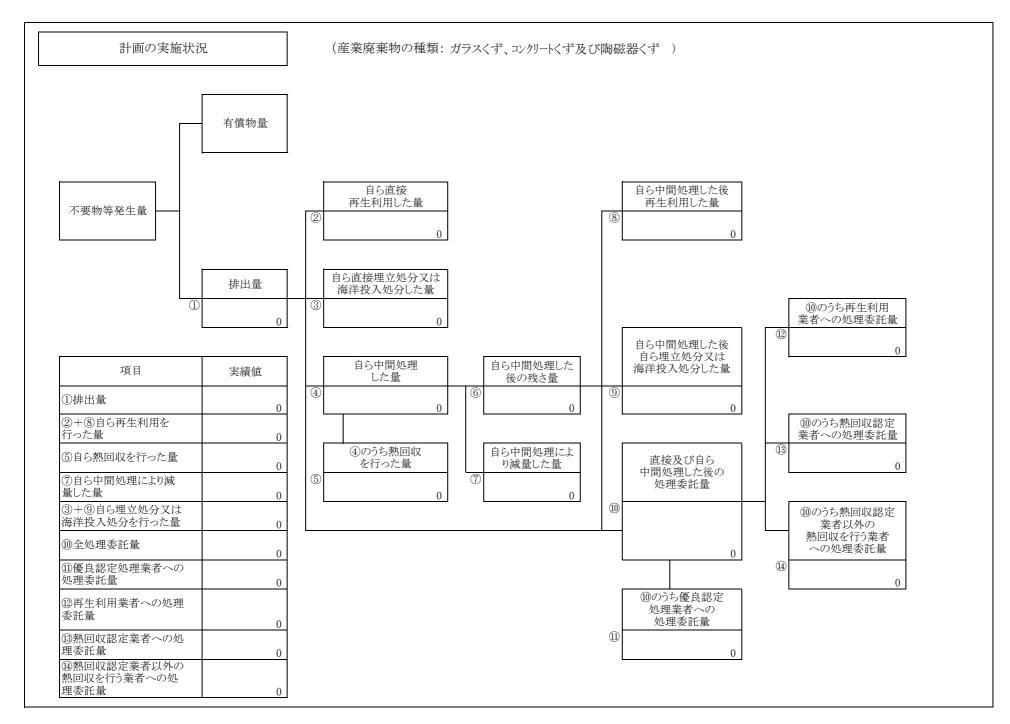
事	業場	の名	称	前田建設工業株式会社関西支店(滋賀県管轄内作業所)	
事	業場の	所 在	地	滋賀県管轄区域内	
事	業の	種	類	06 総合工事業	
産業計	業廃棄物処理 画	里計画にお 期	ける 間	令和4年 4月 1日 ~ 令和5年 3月 31日	

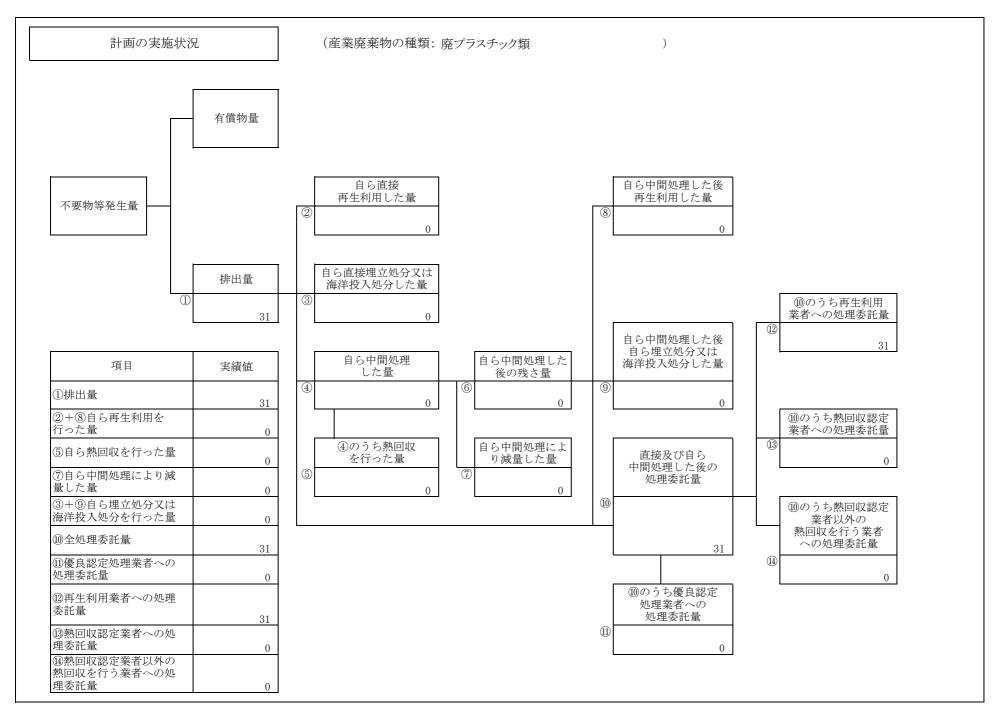
産業廃棄物処理計画における目標値

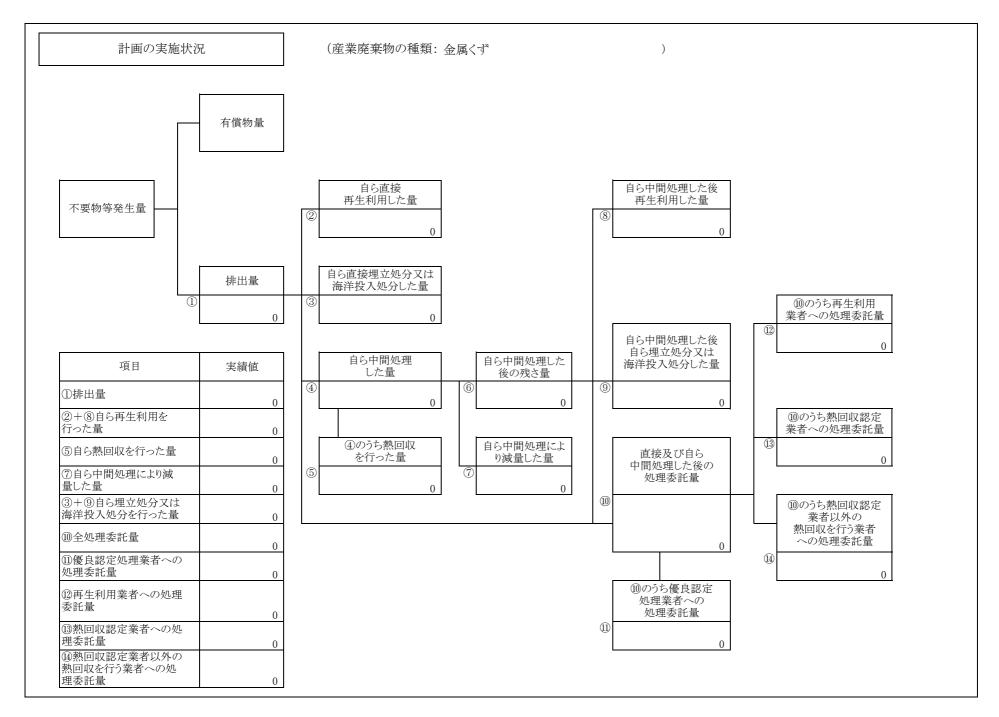
項目			目標値	項目	目標値
排	出	量	1,088 t	全 処 理 委 託 量	1,088 t
自ら再産業		: 行う の 量	0 t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	349 t
自ら発産業		行 う の 量	0 t	再生利用業者への処理 委託 量	1,088 t
自ら中間 産 業	引処理により減 廃 棄 物	量する の 量	0 t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t
海洋拐	里 立 処 分 设 入 処 分 を 廃 乗 物		0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量	0 t
※事務処理	里欄				

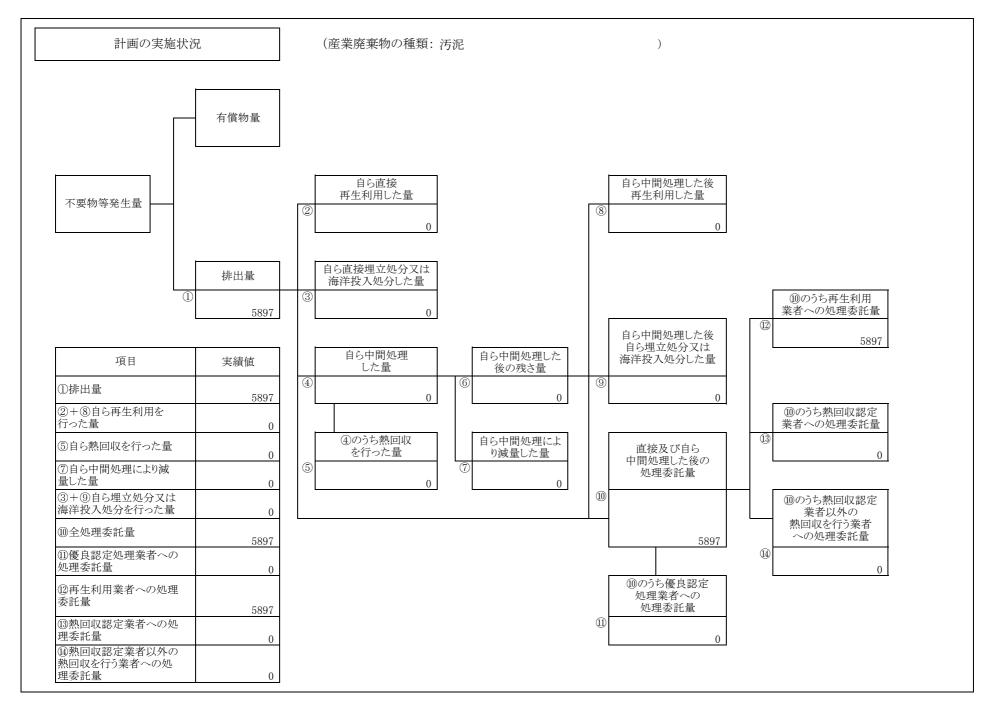
(日本工業規格 A列4番)

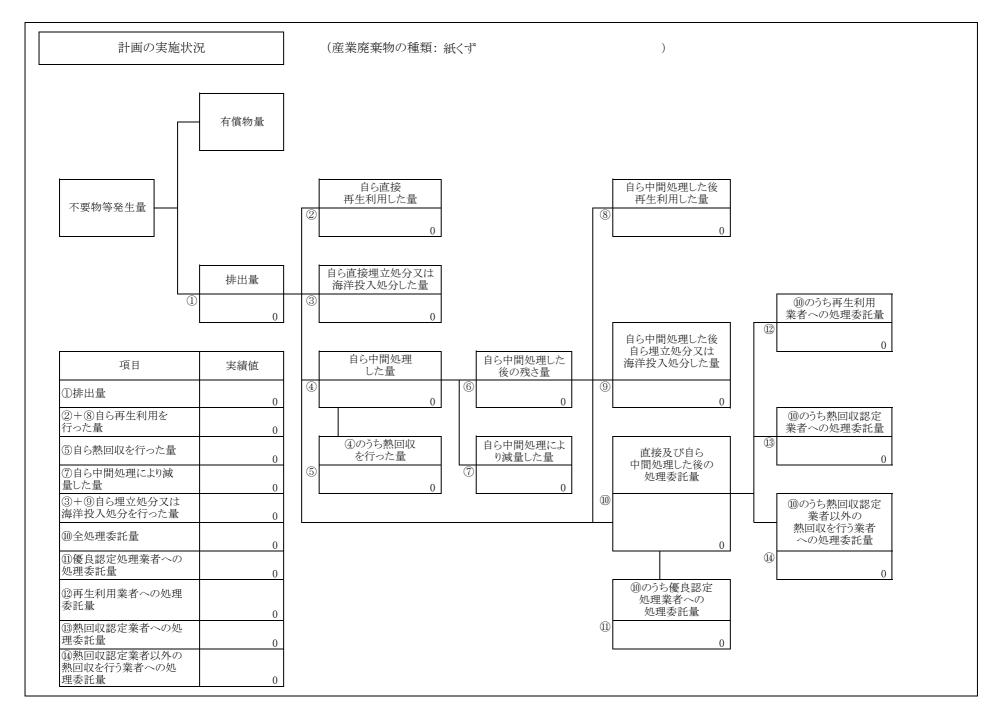


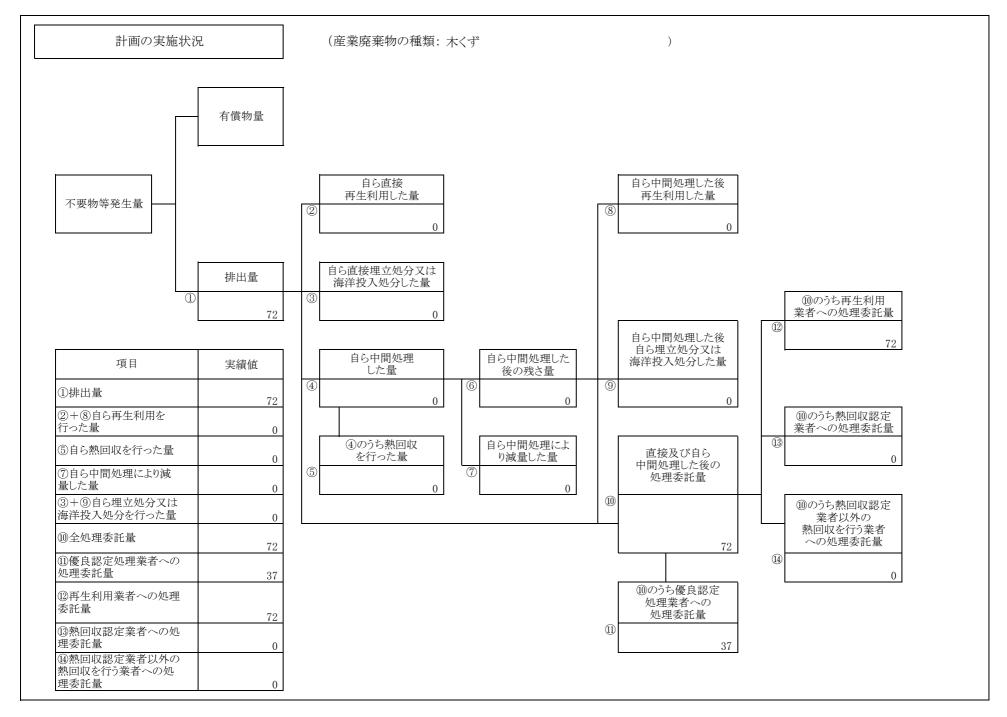


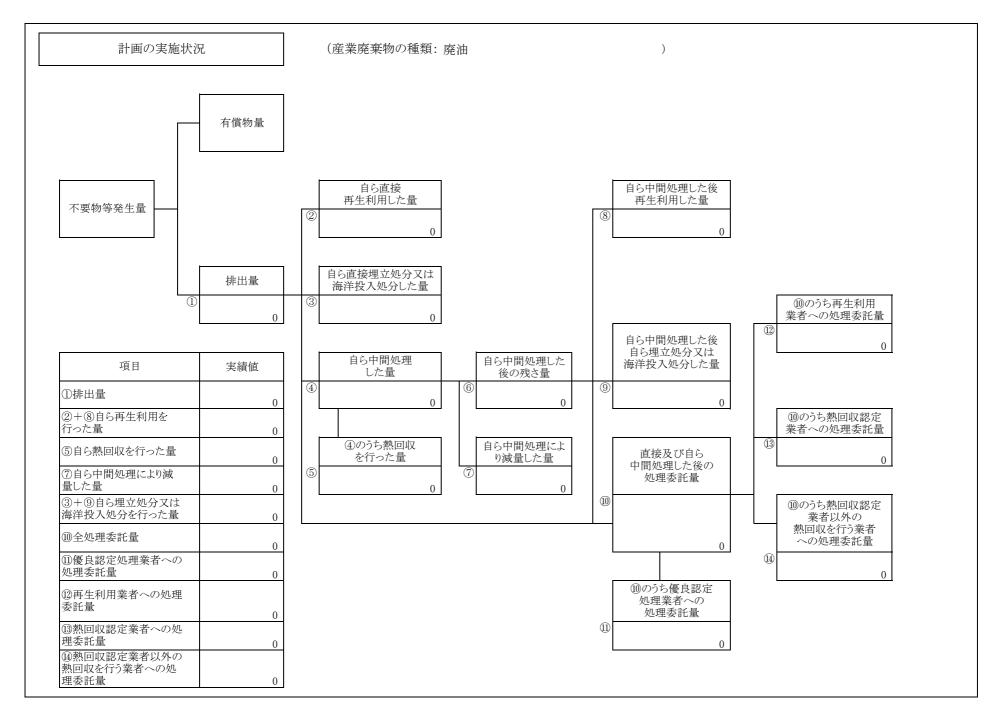


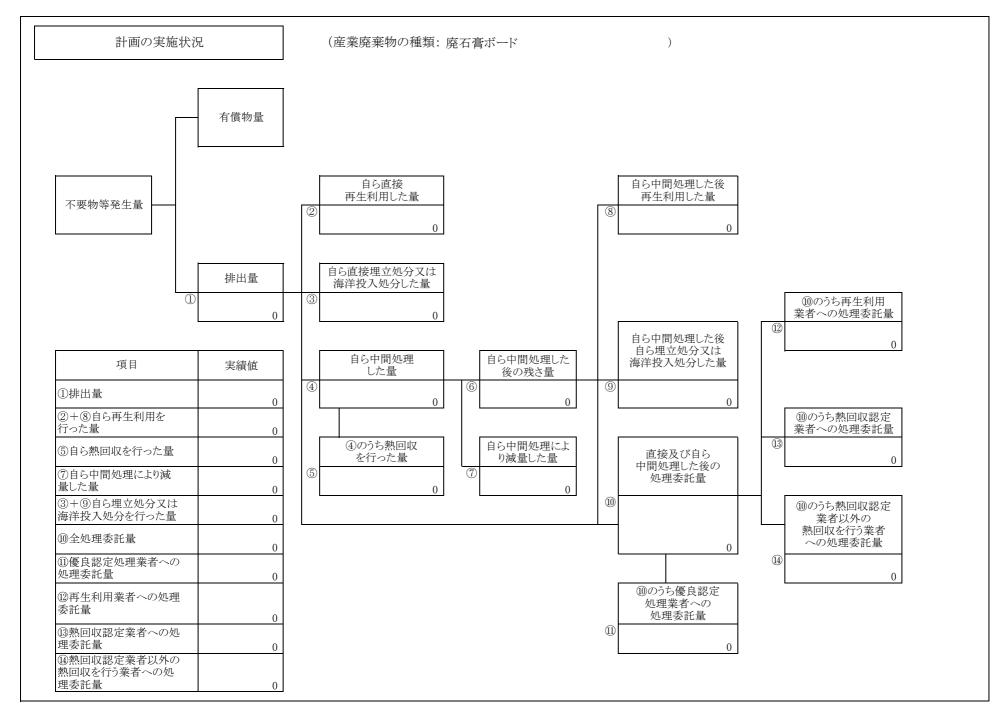


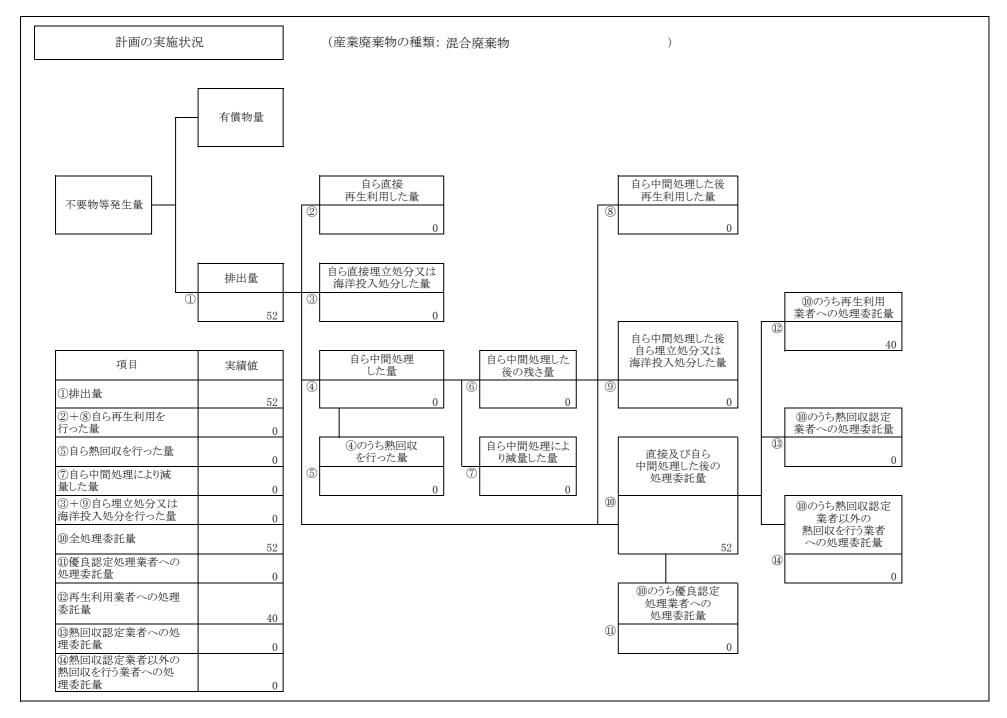












備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) (7欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者) への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。